

平成 28 年 3 月 25 日保医発第 0325 第 7 号

「DPC 制度への参加等の手続きについて」(抜粋)

第 1 DPC 対象病院

(略)

3 DPC 対象病院の合併又は分割について

(1) DPC 対象病院の合併について

DPC 対象病院が、DPC 対象病院等 (DPC 制度参加病院以外を含む) と合併の予定があり、合併後も DPC 制度への継続参加を希望している場合は、合併 (予定) 年月日の 6 か月前までに、別紙 2 「DPC 対象病院等の合併に係る申請書」及び別紙 3 「DPC 対象病院等の合併に係る申請書 (別紙)」を地方厚生 (支) 局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(2) DPC 対象病院の分割について

DPC 対象病院が分割の予定があり、分割後も DPC 制度への継続参加を希望している場合は、分割 (予定) 年月日の 6 か月前までに、別紙 4 「DPC 対象病院等の分割に係る申請書」及び別紙 5 「DPC 対象病院等の分割に係る申請書 (別紙)」を地方厚生 (支) 局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(3) DPC 制度に継続参加を希望する場合は、合併又は分割の対象となる病院全てが、原則として以下の基準を満たしていること。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院が DPC 対象病院であること。
- ② 申請の直近 1 年以上、継続してデータが提出されていること。
- ③ 申請の直近 1 年の (データ/病床) 比が 1 か月あたり 0.875 以上であること。

(4) 合併又は分割に係る申請の審査について

(1) 又は (2) の申請書が提出された場合は、(3) に掲げる基準及び申請書の記載内容から DPC 制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。申請が認められた場合は、合併又は分割後も DPC 対象病院として DPC 制度に継続参加するものとする。

(5) 申請が認められなかった場合について

申請が認められなかった病院は、合併又は分割年月日に DPC 制度から退出するものとする。この場合、当該病院は別紙 6 「DPC 制度からの退出に係る届出書」を地方厚生 (支) 局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。(合併又は分割年月日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表による算定を行うものとする。)

(6) 審査後の決定内容は、当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1 回に限り別紙 9 に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、申請内容の可否を決定するものとする。また、当該審査の

内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(7) 申請が認められた病院であっても、以下の基準を満たしていないことが確認された場合は、確認された月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする。

① 合併又は分割年月日の直近1年間のデータが遅滞なく提出されていること。

② 合併又は分割年月日の直近1年間の(データ/病床)比が1か月あたり0.875以上であること。

③ 合併又は分割後、6か月以上のデータが遅滞なく提出されていること。

④ 合併又は分割後、6か月の(データ/病床)比が1か月あたり0.875以上であること。

この場合、当該病院は別紙6「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。なお、第2の1の(1)の基準を満たしており、別紙6「DPC制度からの退出に係る届出書」と併せて、別紙11「DPC準備病院届出書」及び別紙12「DPC準備病院届出書(別紙)」を提出した場合は、DPC準備病院となることができる。

(略)